

業務実績評価結果についての点検結果

(平成26年度の年度評価(99法人)等の結果についての点検結果)

■ 独立行政法人の業務実績に関する評価は、評価指針※に基づいて主務大臣が行うこととされている。

※「独立行政法人の評価に関する指針」：主務大臣による評価はS～Dの5段階の評価を付すことにより行い、「B」を標準とする

■ 評価結果を点検したところ、「A」以上の評価の割合は、25年度評価:93.5% ⇒ 26年度評価(3省除く):13.8%

➤ 実績評価は「B」を標準との評価指針の考え方を反映している状況。

	評価項目					評価項目 目合計	A以上 の割合
	S	A	B	C	D		
①26年度評価(全省庁)	38	354	1,446	33	5	1,876	20.9%
②26年度評価(3省除く)※	19	188	1,256	31	5	1,499	13.8%
25年度評価(参考値)※※	(211)	(1,592)	(118)	(8)	(0)	1,929	93.5%

(A評価以上が高いと指摘された外務省、厚生労働省、経済産業省を除いたもの)

(※)平成25年度以前の評価及び評価の定義等は、評価指針に基づく定義とは異なる(Bが標準というわけではない)ため単純に比較できない。当該データは、両年度における上位1位から5位までの評価の割合を比較したもの。
(※)評価指針は、A以上の評価を否定する趣旨ではない

➤ ①各省別、②法人類型別、③業務別に見ると、A以上の評価の割合が高いものあり。

※A以上の割合が高く総務省より指摘を受けている外務省(47.6%)、厚生労働省(56.1%)を除いたもの

※※例えば、A以上の評価の割合が3つの省で比較的高い状況となっている。(56.1%～47.6%)

■ A以上の評価を点検したところ、以下のような事例は、評価指針に照らし、評価の手法や根拠、理由等のより一層の明確化が必要
⇒ 主務大臣における適切な評価の実施を促すため、委員会による「点検結果」として公表

定量的指標が設定されておらず、定性的な業務実績等に基づき「A」評価以上としているが、その根拠・理由が不明確
[16法人・44事項]

できる限り定量的な目標を設定した上で、評価を付す際には、評価に至った根拠を合理的・明確に(研究法人にあっては、根拠・理由を分かりやすく)記述することが必要

複数の数値目標を用いて評価する事項で、達成度120%以上となる目標がない／少ないにもかかわらず、全体で「A」としており、合理的根拠が不明確 [5法人・11事項]

「A」評価を付すには、個々の数値目標について、重要度、優先度及び難易度をあらかじめ設定するなど、当該評価に至った根拠を合理的に記述することが必要

目標において難易度の設定がない中で、主務大臣が評価を一段階引き上げて「A」としており、引き上げの根拠・理由が不明確
[7法人・10事項]

主務大臣が評価を引き上げる場合には、引き上げの根拠を具体的・明確に記述することが必要

目標期間の(ほぼ)毎年度120%以上達成となっており、目標の水準が実績及び達成すべき水準を踏まえたものとなっていない
[10法人・16事項]

目標は実現可能性を過度に考慮した安易なものにしない。評価に当たっては、目標水準の変更が必要な事項が検出された場合にはその旨を記載することが必要

平成26年度における独立行政法人の業務の実績及び平成26年度に
中期目標期間を終了した独立行政法人の中期目標の期間における
業務の実績に関する評価の結果についての点検結果

平成27年11月17日

独立行政法人評価制度委員会

平成26年6月に「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」（平成26年法律第66号）が成立し、これを受け総務大臣は「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（以下「目標策定指針」という。）及び「独立行政法人の評価に関する指針」（以下「評価指針」という。）を平成26年9月に決定した。

評価指針では、独立行政法人（日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）を含む。以下同じ。）の業務の実績に対する主務大臣の評定は、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行い、「B」を標準とすることとされている。

独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）は、平成26年度の業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）及び平成26年度に中期目標期間を終了した独立行政法人の中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）が、評価指針に基づく初めての評価となることを踏まえ、①各主務大臣が付した評定の全体的な「評定の状況」を確認するとともに、②特に、「A」評定以上となっている項目について、独立行政法人の自己評価に基づき主務大臣が付した評定の根拠、理由等を点検した。

その結果、評価手法や評定の根拠、理由等のより一層の明確化が必要な事例が見られた。もとより、委員会としては、業務実績を的確に反映した評価が実施され、主務大臣において十分な根拠を示した上で「所期の目標を上回る成果」と判断する場合等に「A」評定以上の評価を付すことを否定するものではないが、このような事例が来年度以降も改善されなければ、その内容等に応じて、委員会として独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第12条の2第1項第6号に示す「著しく適正を欠くと認める評価の実施」であるとの判断に至ることも想定されること、また、年度評価及び中期目標期間評価の評定は、独立行政法人の退職役員の業績勘案率の算定にも用いられることから、委員会は、新たな独立行政法人制度の初年度にあたる今年度の評価結果について、評価制度やその運用の改善、

適正化を推進する責務を果たす観点から、評価手法や評定の根拠、理由等のより一層の明確化の必要があるとした事例を公表し、来年度以降の適切な評価に資すべきとの判断に至った。

1. 評定の状況

年度評価（99法人）及び中期目標期間評価（12法人）における評定の状況は以下のとおりである。

（1）評定の全体的傾向

年度評価及び中期目標期間評価の評定は表1－1のとおりである。

年度評価における「A」評定以上の割合は20.9%であり、評価指針の適用前である平成25年度の割合が93.5%（注1）であることを踏まえると、「B」を標準とするとの考え方を反映している状況となっている。

一方、中期目標期間評価の対象は12法人であり、その内訳は経済産業省2法人、厚生労働省9法人、文部科学省1法人である。対象となる12法人の「A」評定以上の割合は50.9%となっている。

表1－1 評定の全体的傾向

区分	評定項目					評定項目合計	A以上の割合	(参考) 25年度
	S	A	B	C	D			
年度評価（99）	38	354	1,446	33	5	1,876	20.9%	93.5%
中期目標期間評価（12）	14	68	76	3	0	161	50.9%	—

（注1）平成25年度以前の府省評価委員会における評語及び評語の定義等は、評価指針に基づく定義とは異なるため単純に比較できない。当該データは、両年度における上位1位及び2位の評定が全評定に占める割合を比較したものである。

（注2）「区分」欄の括弧内は対象法人数を表す。

（2）府省別の傾向

府省別の評定は表1－2のとおりである。

年度評価の「A」評定以上の割合は、経済産業省、厚生労働省及び外務省が比較的高い状況となっている（56.1%～47.6%）。

中期目標期間評価の「A」評定以上の割合は、経済産業省及び厚生労働省が比較的高い状況となっている。

表1-2 府省別の傾向

① 年度評価

府省名	評価項目					評価項目 合計	A以上の割合
	S	A	B	C	D		
内閣府（2）	1	4	27	0	0	32	15.6%
消費者庁（1）	0	4	79	0	0	83	4.8%
総務省（3）	2	20	54	2	0	78	28.2%
外務省（2）	1	19	22	0	0	42	47.6%
財務省（3）	0	6	53	1	0	60	10.0%
文部科学省（24）	14	69	449	5	5	542	15.3%
厚生労働省（19）	17	116	143	2	0	278	47.8%
農林水産省（13）	0	18	223	18	0	259	6.9%
経済産業省（10）	1	31	25	0	0	57	56.1%
国土交通省（19）	2	60	311	5	0	378	16.4%
環境省（2）	0	7	41	0	0	48	14.6%
防衛省（1）	0	0	19	0	0	19	0.0%
合計	38	354	1,446	33	5	1,876	20.9%

（注）「府省名」欄の括弧内は対象法人数を表す。

② 中期目標期間評価

府省名	評価項目					評価項目 合計	A以上の割合
	S	A	B	C	D		
文部科学省（1）	1	3	4	3	0	11	36.4%
厚生労働省（9）	12	58	68	0	0	138	50.7%
経済産業省（2）	1	7	4	0	0	12	66.7%
合計	14	68	76	3	0	161	50.9%

（注）「府省名」欄の括弧内は対象法人数を表す。

（3）法人類型別の傾向

法人類型別（中期目標管理法人、国立研究開発法人及び行政執行法人）の評定は、表１－３のとおりである。

年度評価における国立研究開発法人の「A」評定以上の割合が比較的高い状況となっている。

中期目標期間評価では、法人類型に関わらず「A」評定以上の割合が高い状況となっている。

表１－３ 法人類型別の傾向

① 年度評価

法人類型	評定項目					評定項目合計	A以上の割合
	S	A	B	C	D		
中期目標管理法人（61）	7	188	894	13	5	1,107	17.6%
国立研究開発法人（31）	30	145	425	16	0	616	28.4%
行政執行法人（7）	1	21	127	4	0	153	14.4%
合計	38	354	1,446	33	5	1,876	20.9%

（注）「法人類型」欄の括弧内は対象法人数を表す。

② 中期目標期間評価

法人類型	評定項目					評定項目合計	A以上の割合
	S	A	B	C	D		
中期目標管理法人（2）	1	10	8	0	0	19	57.9%
国立研究開発法人（10）	13	58	68	3	0	142	50.0%
合計	14	68	76	3	0	161	50.9%

（注）「法人類型」欄の括弧内は対象法人数を表す。

（４）業務別の傾向

業務別（「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項・研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」、「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」）の評定は、表１－４のとおりである。

年度評価における「サービスの質の向上・研究開発の成果の最大化」の「A」評価以上の割合が高い状況となっている。

中期目標期間評価でも、「サービスの質の向上・研究開発の成果の最大化」の「A」評価以上の割合が高い状況となっている。

表1－4 業務別の傾向

① 年度評価

業務類型	評価項目					評価項目合計	A以上の割合
	S	A	B	C	D		
サービスの質の向上・研究開発成果の最大化	38	302	726	9	1	1,076	31.6%
サービスの質の向上 (中期目標管理法人)	7	153	476	4	1	641	25.0%
サービスの質の向上 (行政執行法人)	1	15	64	1	0	81	19.8%
研究開発成果の最大化 (国立研究開発法人)	30	134	186	4	0	354	46.3%
業務運営の効率化	0	27	362	8	3	400	6.8%
財務内容の改善	0	15	167	7	0	189	7.9%
その他業務運営	0	10	191	9	1	211	4.7%
合計	38	354	1,446	33	5	1,876	20.9%

② 中期目標期間評価

業務類型	評価項目					評価項目合計	A以上の割合
	S	A	B	C	D		
サービスの質の向上・研究開発成果の最大化	14	62	28	2	0	106	71.7%
サービスの質の向上 (中期目標管理法人)	1	9	2	0	0	12	83.3%
研究開発成果の最大化 (国立研究開発法人)	13	53	26	2	0	94	70.2%
業務運営の効率化	0	4	27	1	0	32	12.5%
財務内容の改善	0	1	12	0	0	13	7.7%

その他業務運営	0	1	9	0	0	10	10.0%
合計	14	68	76	3	0	161	50.9%

2. 評価手法や評定の根拠、理由等のより一層の明確化の必要がある事例

点検の結果、以下の（１）から（４）に示すとおり、評価手法や評定の根拠、理由等のより一層の明確化が必要と考えられる事例が見られた。主務大臣においては、目標等の見直しを含めた次回評価プロセスに当たって、目標策定指針、評価指針及び本点検結果に十分留意願いたい。

（１）定性的業務実績等に基づき「Ａ」評定以上としている根拠、理由等の明確化

評価指針においては、主務大臣による評定は、原則として、Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄの５段階の標語を付すことにより行い、「Ｂ」を標準とすることとされている。また、評定を付す際には、「なぜその評定に至ったのかの根拠を合理的かつ明確に記述すること（中期目標管理法人及び行政執行法人）又は「その評定に至った根拠、理由等を分かりやすく記述すること（国立研究開発法人）が求められている。

しかしながら、主務大臣による評定の中には、以下の表２－１に示すとおり、①評価書において定量的目標や基準となる実績値の設定等に関する考え方が必ずしも十分分かりやすく記述されていないにもかかわらず、「所期の目標」等を量的に上回る成果を上げているとして「Ａ」評定以上の評定を付しているが、その根拠を合理的かつ明確に記述していない事例（中期目標管理法人）、②定量的な水準・観点について十分考慮した目標が設定されておらず、アウトプット及びアウトカムに着目した指標等を設定した適切な評価軸も設定されていないにもかかわらず、「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められるとして「Ａ」評定以上の評定を付しているが、その評定に至った根拠、理由等が分かりやすく記述されていない事例（国立研究開発法人）がみられた。

表２－１

府省名	法人名	項目名	種別	自己評価	大臣評価
外務省	国際協力機構	貧困削減（MDGs 達成への貢献）	年度	A	A
外務省	国際協力機構	持続的経済成長	年度	A	A
外務省	国際協力機構	平和の構築	年度	A	A
外務省	国際協力機構	国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献	年度	S	A
外務省	国際協力機構	「国際的展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的	年度	S	A

府省名	法人名	項目名	種別	自己評価	大臣評価
		実施			
外務省	国際協力機構	NGO、民間企業等の多様な関係者との連携	年度	A	A
外務省	国際協力機構	広報	年度	A	A
外務省	国際協力機構	技術協力、有償資金協力、無償資金協力	年度	A	A
外務省	国際協力機構	災害援助等協力	年度	A	A
外務省	国際協力機構	事業評価	年度	A	A
外務省	国際協力機構	地球規模課題への対応	年度	S	S
外務省	国際交流基金	地域・国別事業方針による事業の実施	年度	A	A
外務省	国際交流基金	文化芸術交流事業の推進及び支援	年度	A	A
外務省	国際交流基金	海外日本語教育、学習の推進及び支援	年度	A	A
外務省	国際交流基金	「アジア文化交流強化事業」の実施	年度	S	A
外務省	国際交流基金	東日本大震災からの復興に資する事業の実施	年度	A	A
文部科学省	理化学研究所	独創的研究提案制度	年度	A	A
文部科学省	日本芸術文化振興会	伝統芸能の公開一文楽	年度	A	A
文部科学省	日本芸術文化振興会	現代舞踊	年度	A	A
厚生労働省	医薬基盤研究所	希少疾病用医薬品等開発振興事業	年度 中期	S	A
厚生労働省	医薬基盤研究所	外部との交流と共同研究の推進、研究基盤・研究環境の整備と研究者の育成	年度 中期	A	A
厚生労働省	労働政策研究・研修機構	労働政策研究の実施体制、厚労省との連携等	年度	A	A
厚生労働省	国立循環器病研究センター	財務内容の改善に関する事項	年度 中期	S	A
厚生労働省	国立循環器病研究センター	その他業務運営に関する重要事項	年度 中期	S	A
農林水産省	水産総合研究センター	行政との連携	年度	A	A
農林水産省	農林漁業信用基金	事業の効率化	年度	A	A
農林水産省	農林漁業信用基金	経費支出の抑制	年度	A	A
農林水産省	農林漁業信用基金	基金協会等の事前協議の実施及び事前協議対象の拡大への取組（農業信用保険業務）	年度	A	A
農林水産省	農林漁業信用基金	基金協会等の事前協議の実施及び事前協議対象の拡大への取組（漁業信用保険業務）	年度	A	A
農林水産省	農林漁業信用基金	林業信用保証業務について部分保証の拡充などの収支均衡に向けた取組	年度	A	A
農林水産省	農林漁業信用基金	回収金の実績及び回収実績向上のための取組（漁業信用保険業務）	年度	A	A
農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構	新世代水田輪作の基盤的技術と低コスト生産システムの構築	年度	B	A
経済産業省	新エネルギー・産業技術総合開発機構	技術開発マネジメント機能強化	年度	S	A
経済産業省	産業技術総合研究所	研究開発マネジメント	年度 中期	A	A
経済産業省	産業技術総合研究所	地質の調査	年度 中期	A	A
経済産業省	製品評価技術基盤機構	適合性認定	年度	A	A
経済産業省	製品評価技術基盤機構	マネジメント	年度	S	A
経済産業省	中小企業基盤整備機構	財務内容の改善	年度	A	A
環境省	環境再生保全機構	助成事業	年度	A	A
環境省	環境再生保全機構	助成事業に係る事項	年度	S	A
環境省	環境再生保全機構	認定・支給等の迅速かつ適正な実施	年度	A	A
環境省	環境再生保全機構	職員の人事に関する計画	年度	A	A

府省名	法人名	項目名	種別	自己評価	大臣評価
環境省	国立環境研究所	課題対応型のプログラム	年度	A	A
環境省	国立環境研究所	災害と環境に関する研究	年度	A	A

(2) 複数の数値目標等を用い「A」評価以上とする場合の根拠、理由等の明確化

評価指針においては、中期目標管理法人及び行政執行法人において「A」評価を付すには、定量的指標において対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上となることが求められている。

しかしながら、主務大臣による評価の中には、以下の表2-2に示すとおり、複数の定量的目標や基準となる実績値が設定されている評価項目において、①ほとんどの定量的目標等について120%未満の達成度となっており、質的な面も十分説明されていないにもかかわらず「A」評価以上の評価を付している事例、②一部の定量的目標等が120%以上の達成度となっていることをもって項目全体を「A」評価以上の評価としているが、それらの重要度、優先度及び難易度があらかじめ設定されていないことから、当該評価に至った根拠が合理的に記述されていない事例がみられた。

表2-2

府省名	法人名	項目名	種別	自己評価	大臣評価
外務省	国際協力機構	市民参加協力	年度	A	A
外務省	国際協力機構	開発人材の育成（人材の養成及び確保）	年度	A	A
外務省	国際交流基金	海外日本語教育、学習の推進及び支援	年度	A	A
経済産業省	日本貿易振興機構	アジア等の経済連携の強化に向けての貢献等	年度	A	A
経済産業省	日本貿易振興機構	効率化目標の設定及び給与水準の適正化等	年度	A	A
経済産業省	日本貿易振興機構	中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援	年度	S	S
経済産業省	中小企業基盤整備機構	創業・新産業展開の促進	年度	A	A
経済産業省	中小企業基盤整備機構	経営基盤の強化	年度	A	A
環境省	環境再生保全機構	助成事業に係る事項	年度	S	A
環境省	環境再生保全機構	職員の人事に関する計画	年度	A	A

(3) 主務大臣が評価を引上げる場合の根拠、理由等の明確化

評価指針においては、主務大臣は、法人の自己評価書を最大限活用し、当該自己評価書の正当性の観点から確認すること等を通じて、適切かつ合理的に評価を行うこととされており、主務大臣における評価は法人の自己評価が前提となっている。

また、評価指針においては、主務大臣による評価は、「目標で設定された難易度の

高い項目に限り、評定を一段階引き上げることについて考慮する」とされ、その場合には、評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面から具体的かつ明確に記述することとされている。

しかしながら、主務大臣による評定の中には、以下の表2－3に示すとおり、①法人の自己評価において「B」評定としていたものを、業務実績が前年度実績を大幅に上回ったことのみをもって、主務大臣の評価において「A」評定に引き上げている事例、②目標において「難易度」の設定がない中で、主務大臣の評価において「難易度が高い」として評定を一段階引き上げ「A」評定以上の評定としているが、引き上げるにふさわしいとした根拠、理由について量的及び質的の両面から具体的かつ明確に記述されているとは言い難い事例がみられた。

表2－3

府省名	法人名	項目名	種別	自己評価	大臣評価
外務省	国際協力機構	組織運営の機動性向上	年度	B	A
外務省	国際協力機構	人事に関する計画	年度	B	A
文部科学省	防災科学技術研究所	研究組織及び事業の機動的な見直し、外部からの研究評価の充実	年度	B	A
文部科学省	日本学術振興会	世界レベルの多様な知の創造	年度	S	S
文部科学省	宇宙航空研究開発機構	宇宙科学・宇宙探査プログラム	年度	B	A
厚生労働省	国立病院機構	教育研修事業	年度	A	A
厚生労働省	国立病院機構	医療の提供	年度	A	A
厚生労働省	国立病院機構	臨床研究事業	年度	A	A
農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構	生物系特定産業に関する基礎的研究の推進	年度	B	A
経済産業省	日本貿易振興機構	効率化目標の設定及び給与水準の適正化等	中期	B	A

(注) 「自己評価」と「大臣評価」の評定が同じとなっているものは、例えば、主務大臣の評価において法人の自己評価になかった難易度尺度を当てはめて「S」評定を維持しているが、その根拠、理由等について具体的かつ明確に記述されているとは言い難い事例等である。

(4) 目標水準についての検証等

目標策定指針においては、①目標水準について、国の政策目的を実現するために必要な水準を定める必要があり、実現可能性を過度に考慮した安易なものにしてはならない、②法人の業務の実績、諸外国の事例、他法人の取組等を勘案し、法人の努力を促すことが期待されるような水準とするとともに、当該水準を定めるに至った考え方についても具体的かつ明確に記載することとされ、評価指針においては、評価に当たっては、目標策定の妥当性に留意し、目標水準の変更が必要な事項が検出された場合

にはその旨記載することとされている。

しかしながら、主務大臣による評価の中には、以下の表2－4に示すとおり、①中期目標期間中のほぼ毎年度 120%以上の達成度となっており、目標水準についての検証等が必要と考えられる事例、②前中期目標期間における業務実績を大幅に下回る目標を設定しており、当該目標に基づき「A」評価以上の評価を付しているなど、目標の水準そのものが、実績及び達成すべき水準を踏まえたものとなっていない事例がみられた。

表2－4

府省名	法人名	項目名	種別	自己評価	大臣評価
外務省	国際協力機構	市民参加協力	年度	A	A
外務省	国際交流基金	文化芸術交流事業の推進及び支援	年度	A	A
外務省	国際交流基金	海外日本語教育、学習の推進及び支援	年度	A	A
外務省	国際交流基金	東日本大震災からの復興に資する事業の実施	年度	A	A
文部科学省	物質・材料研究機構	公募型研究への提案・応募等	年度	A	A
厚生労働省	医薬基盤研究所	社会的ニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた戦略的事業展開、研究成果の普及及びその促進	年度 中期	S	A
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	講演会等の開催、開かれた研究所への対応	年度 中期	A	A
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	情報発信の推進に関する事項を達成するための措置	年度 中期	S	A
厚生労働省	労働政策研究・研修機構	国内労働事情、各種統計データの収集・整理	年度	A	A
厚生労働省	国立精神・神経医療研究センター	その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供	年度 中期	A	A
農林水産省	農林漁業信用基金	事業の効率化	年度	A	A
農林水産省	農林漁業信用基金	経費支出の抑制	年度	A	A
経済産業省	日本貿易振興機構	アジア等の経済連携の強化に向けての貢献等	年度	A	A
経済産業省	日本貿易振興機構	中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援	年度	S	S
経済産業省	経済産業研究所	調査及び研究業務	年度	A	A
経済産業省	経済産業研究所	政策提言・普及業務等	年度	A	A

3. 会計検査院等の指摘事項への取組状況等を踏まえた評価

評価指針においては、法人の業務等に係る国会審議、会計検査、予算執行調査等の指摘事項への取組状況についても評価を行うこととされている。

平成 26 年度決算検査報告（平成 27 年 11 月）で指摘を受けた事項のうち、検査日程の関係から今年度の評価プロセスにおいて評価に反映できなかった事項については、「契約の適正化」や「内部統制の充実」等関係する事項において指摘事実を記載の上、評価に適切に反映願いたい。

また、主務大臣の下での PDCA サイクルを十分に機能させ、指摘事実を業務の改善

や適正化に確実に役立てる観点から、指摘事実を踏まえ実施した取組状況についても、併せて評価を実施願いたい。

4. 評価結果を活用した法人のインセンティブを高める取組

主務大臣は、評価指針に基づき、評価結果を、評語及び記述による評定に応じて、①現行の中期目標等の見直し、②事業の改廃を含む事務及び事業の見直し、③新中期目標の策定、国の政策評価、政策等への反映、④運営費交付金の算定を含む予算要求等への適切な反映のほか、⑤特に、「S」評定を付した場合は、予算要求において法人の業務経費に重点的に配分する等、法人のインセンティブを高める取組に努力願いたい。

さらに、主務大臣においては、上記取組のほか、「S」や「A」など高い評定が付された業務を担当する部署の表彰や当該業務担当者の人事評価への適切な反映、管理部門の業務改善に関する取組への適切な評価など、法人、部署及び役職員の業務実績評価に関するインセンティブを高める取組を積極的に推進願いたい。

5. 主務大臣の評価結果リンク集（参考）

【内閣府】

<http://www8.cao.go.jp/hyouka/doppou/hyouka.html>

【消費者庁】

<http://www.caa.go.jp/region/index14.html>

【総務省】

http://www.soumu.go.jp/menu_seisakuhyouka/dokuritsu_hyouka.html

【外務省】

＜独立行政法人国際交流基金＞

http://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/pe_ar/page24_000482.html

＜独立行政法人国際協力機構＞

http://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/pe_ar/page24_000483.html

【財務省】

http://www.mof.go.jp/about_mof/agency/doppo/index.htm

【文部科学省】

＜中期目標管理法人＞

http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/1361257.htm

<国立研究開発法人>

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/kokurituken/houkoku/1362056.htm

【厚生労働省】

<http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/seisaku-hyouka.html>

【農林水産省】

<http://www.aff.go.jp/j/kanbo/hyoka/dokuho/dokuho.html>

【経済産業省】

http://www.meti.go.jp/intro/koueki-houjin/a_index_14.html

【国土交通省】

http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000045.html

【環境省】

<https://www.env.go.jp/info/hojin/>

【防衛省】

<http://www.mod.go.jp/j/profile/houjin/hyoka/>